

みんなで支え合う



国民健康保険

確定申告(医療費控除)の前に
申請を!

国民健康保険
高額療養費制度

高額療養費制度は、1か月毎の診療に対して支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請により限度額を超えた自己負担額をお返しする制度です。

ただし、保険適用とならない診療や、入院時の差額ベッド代、食事代等は支給対象となりません。

自己負担限度額は、70歳未満の方と、70歳以上の方(後期高齢者医療制度対象者を除く)で異なり、また世帯の所得区分によっても異なります。

●70歳未満の方の場合

同じ方が同じ月に、同じ医療機関に支払った自己負担額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。同じ医療機関に支払った自己負担額が、限度額を超えていなくても同一世帯の被保険者が同じ医療機関で

それぞれ21,000円以上の自己負担額を支払っていたれば、合算して申請できます。同じ方が、同じ月内に複数の医療機関でそれぞれ21,000円以上の自己負担額を支払っている場合も適用できます。

同じ医療機関でも、入院と外来、内科と歯科は別計算です。

ひと月の限度額を超える額が小額でも、年4回目以降の申請から限度額が下がりますので、申請されることをお勧めします。

●70歳以上の方(後期高齢者医療制度対象者を除く)の場合

同じ月に医療機関に支払った自己負担額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

◆申請に必要なもの

- ・医療機関等の領収書(原本)
 - ・印鑑(スタンプ式でないもの)
 - ・世帯主の通帳
- (原則として、世帯主に振り込みさせていただきます。同一世帯の方への振り込みも指定できますが、その場合は委任状が必要です。)

高額療養費の申請に必要な領収書は、申請時に写しをとり、原本はお返ししています。

確定申告の医療費控除に領収書を提出される前に、高額療養費の該

●70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	入院+外来(世帯合算) 年3回目まで	年4回目以降
上位所得者 ※1	150,000円+(医療費の総額-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税※2	35,400円	24,600円

※1…同一世帯のすべての国保被保険者の年間基準所得の合計が600万円を超える世帯の方。国保の被保険者で、所得の申告をしていない方がある場合も、上位所得者になります。
※2…同一世帯の世帯主およびすべての国保被保険者が住民税非課税の方。

●70歳以上の方(後期高齢者医療制度対象者を除く)の自己負担限度額(月額)

高齢受給者証の負担割合		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費の総額-267,000円×1%) 4回目以降の場合44,400円
1割	一般	12,000円	44,400円
1割	低所得者(Ⅱ)※3	8,000円	24,600円
1割	低所得者(Ⅰ)※4	8,000円	15,000円

※3 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方
※4 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方。

当になっていないか、今一度確認されることをお勧めします。医療費控除の申請をされた後に、高額療養費に該当することが判明した場合、領収書がないため、高額療養費が受けられなくなる場合もありますのでご注意ください。

領収書は大切に
保管してください。



「ジネリック医薬品（後発医薬品）に関するお知らせ」を実施します



ジネリック医薬品（※）に関するお知らせは、皆さんのご負担を少しでも軽減するため、服用されている新薬（先発医薬品）をジネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額をお知らせするものです。

※「ジネリック医薬品」（後発医薬品）
これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬（先発医薬品）と国が同等と認められた、安価なお薬です。

お知らせ通知は、日野町国保の被保険者のうちで、次のすべての条件に該当する方に対して、12月下旬に送付します。

○平成23年8月に、生活習慣病や慢性疾患等にかかるお薬を薬局で受け取られた方

○長期投与（28日以上）の方

○ジネリック医薬品に変更した場合、1か月の自己負担額が100円以上安くなる方

○40歳以上の方

（公費・福祉医療費助成対象者を除く）

お医者さんの特別な指示（処方せん）に「処方医薬品以外に変更できない」旨の医師の署名）がなければ、ジネリック医薬品を選ぶことができません。ジネリック医薬品への切り替えを希望する場合は、かかりつけ医や薬剤師から十分説明を聞いて選択しましょう。

お知らせ通知に関する詳しいことのお問い合わせ先

ジネリック医薬品差額通知

コールセンター

☎ 0120-5310006

受付時間

午前9時から午後5時

（土・日・祝日・年末年始を除く）

※次回からの通知（送付不要、送付先変更）および個人情報等に関しては、住民課保険年金担当までご連絡ください。



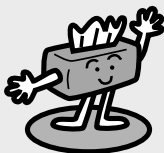
◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ ⑤2 6571 有線⑤ 7784

めざそう！一世代一日 100gのごみ減量

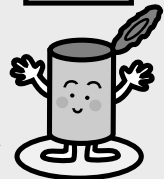
もえる



年末年始のごみは計画的に出しましょう

年の瀬が近づき、大掃除などで、大量のごみを一度に出すと、クリーンわたむき（日野清掃センター）や能登川清掃センターが大変混み合います。年末・年始にかけてごみを出す場合は、一度に出さず計画的に出すようにお願いします。

もえない



年末年始の予定

	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4
クリーンわたむき	○	○	○	← 休 み →				○
能登川清掃センター	○	○	○	← 休 み →				○

※ 30日は 15:00までに搬入してください。

クリーンわたむき（日野清掃センター）

8:30～16:30

燃えるごみ、可燃性の粗大ごみ

能登川清掃センター

8:30～16:30

燃えないごみ、不燃性の粗大ごみ

- ・詳しくは、資源ごみカレンダーをご覧ください。
- ・清掃センターへ直接搬入される場合は、必ず搬入許可書が必要です。事前に住民課生活環境交通担当までお越しく下さい。

◆問い合わせ先 住民課 生活環境交通担当 ☎ ⑤2 6578 有線⑤ 7784

リサイクル

